住所　広島県呉市広吉松１丁目11番16―102号
　金美紗　昭和57年４月12日生
住所　横浜市泉区上飯田町2670番地
　宋順子　昭和55年７月28日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番17―203号
　金玉琳　昭和55年３月24日生
住所　相模原市緑区橋本５丁目24番４号
　楊娜　昭和59年８月４日生
住所　神奈川県横須賀市日の出町３丁目20番地１
　バッデーガマ・アーラッチゲー・ヒランタ・シティラ・アベーセーカラ　昭和54年２月24日生
住所　川崎市幸区塚越４丁目345番地１
　蔣兆豊　昭和49年１月19日生
住所　川崎市中原区上丸子天神町301番地
　鄭秀娟　昭和56年11月25日生
住所　川崎市川崎区中瀬３丁目20番15―603号
　陳開陽　平成６年７月14日生
住所　横浜市港北区大倉山１丁目26番24号
　柳友和　昭和53年１月10日生
住所　横浜市磯子区洋光台５丁目19番１―703号
　ソナム・テンジン・シェルパ　昭和45年８月23日生
住所　神奈川県綾瀬市大上１丁目８番18号
　ジュリエッタ・オリジネス・タケダ　昭和30年６月19日生
住所　神奈川県伊勢原市高森４丁目16番７号
　レオナルド・アスクア　平成13年10月10日生
住所　横浜市神奈川区三ツ沢中町５番17―702号
　プリンセス・ジェーン・ラナリオ・ロカ　平成12年８月16日生
住所　広島市東区矢賀新町２丁目４番21号
　鄧**煒**　昭和52年８月18日生
　鄧漣漪　平成20年９月13日生
　鐘鄧愛　平成22年８月31日生
住所　静岡市駿河区池田1382番地35
　サムスジャマン　昭和57年12月７日生
住所　静岡市駿河区曲金７丁目２番55―１号
　洪英敏　昭和36年３月22日生
住所　東京都品川区荏原１丁目24番20号
　張飛俠　昭和47年９月28日生
住所　東京都多摩市落合１丁目１番地17
　金相鉉　昭和43年３月30日生
住所　愛知県刈谷市幸町２丁目４番地５
　髙夕起子　昭和31年５月15日生
住所　岡山市中区西川原１丁目15番２号
　金桂　平成２年12月19日生
住所　静岡県袋井市浅岡258番地１
　裴子裕　平成７年５月10日生
住所　名古屋市港区寛政町２丁目36番地２
　カルロス・エドアルド・ケンジ・アベ・ヨツダ　平成４年８月４日生
住所　福井市春日２丁目19番２号
　サイド・アブドゥル・ハミッド　昭和50年７月16日生
住所　東京都練馬区平和台４丁目20番11―1004号
　金榮愛　昭和30年２月13日生
住所　大阪市生野区**巽**中２丁目21番１号
　金珠美　昭和44年１月16日生
住所　大阪市生野区**巽**中２丁目21番１号
　金二美子　昭和45年４月７日生
住所　大阪市城東区森之宮２丁目６番544号
　アルチャナ・ジェイキシンダス　平成元年12月８日生
住所　大阪府柏原市清州２丁目５番21号
　安京弘　昭和47年１月29日生
　安京春　昭和51年４月30日生
住所　大阪市生野区中川３丁目３番11―706号
　朴麻乃　昭和43年５月17日生
　金拓耶　平成７年５月６日生
住所　大阪市城東区今福東２丁目２番31―709号
　薩日娜　昭和59年４月29日生
住所　大阪市東成区大今里南６丁目19番20号
　文栄敏　昭和57年12月16日生
住所　神戸市灘区桜口町３丁目１番５号
　李亜伊　昭和58年７月19日生
住所　兵庫県姫路市書写861番地１
　金鳳守　昭和25年４月14日生
　池美子　昭和28年12月30日生
住所　東京都板橋区大谷口上町13番８―1007号
　官雅楠　昭和50年４月４日生
住所　京都市伏見区醍醐大構町７番地
　朴亜希子　昭和47年９月13日生
住所　京都市右京区太秦森ケ前町19番地
　ロベルト・トシオ・サカタ　昭和58年１月３日生
住所　京都市右京区西院西平町２番地12
　姜聖子　昭和53年８月18日生
住所　愛知県小牧市東２丁目27番地８
　カルロス・トンリケ・トクモリ・ネイラ　昭和41年12月18日生
　サナエ・トクモリ・タバグア　平成10年11月12日生
　ケン・トクモリ・タバグア　平成13年９月25日生
住所　滋賀県長浜市小沢町396番地１
　李蘭姫　昭和40年３月９日生
住所　滋賀県高島市新旭町旭811番地
　崔淑英　昭和48年６月27日生

○外務省告示第二百二号

平成二十七年六月二十六日及び二十七日に東京で、平成十八年六月二十六日に日本国政府とアイルランド政府との間で交換された日本国政府とアイルランド政府との間で行われた。同口上書にいうワーキング・ホリデー制度に関する口上書にいう措置に関し、同措置は、平成二十七年七月一日から実施される。

平成二十七年六月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

在本邦アイルランド大使館から日本国外務省宛ての口上書）

No.M16／15

口上書

在本邦アイルランド大使館は、外務省に敬意を表するとともに、相互主義に基づくアイルランドと日本国との間のワーキング・ホリデー制度の開始に関する別添の二千六年六月二十八日付け口上書M22／06に言及し、二千十五年七月一日からの前記の口上書を次のように改めることを同省に通報する光栄を有する。

1(iii)を次のように改める。

査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

在本邦アイルランド大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年五月二十六日に東京で

（日本国外務省から在本邦アイルランド大使館宛ての口上書）

欧第一七二九号

口上書

外務省は、在本邦アイルランド大使館に敬意を表するとともに、ワーキング・ホリデー制度に関する平成十六年六月二十八日付け同省口上書欧第二四〇九号に言及し、平成二十七年七月一日から同口上書を左記のとおり改めることを同大使館に通報する光栄を有する。

記

1(iii)を「査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。」に改める。

二千十五年五月二十七日に東京で

○外務省告示第二百三号

平成二十七年三月二十七日に東京で、ワーキング・ホリデーのための制度に関する日本国政府とポルトガル共和国政府との間の協力覚書の署名が行われ、同協力覚書にいう措置は、平成二十七年七月一日から実施される。

平成二十七年六月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

ワーキング・ホリデーのための制度に関する日本国政府とポルトガル共和国政府との間の協力覚書

日本国政府及びポルトガル共和国政府（以下「署名当事者」という。）は、

両国間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国の国民、特に青少年に対し、他方の一国の文化及び一般的な生活様式を経験するための広範な機会を提供することを希望して、

1　以下の意図を表明した。

署名当事者は、相互主義に基づき、それぞれの国の国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために他方の国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設ける。

2　日本国政府は、1に言及するワーキング・ホリデーのための制度を、この覚書の附属書1に従い、二千十五年七月一日から実施する。ポルトガル共和国政府は、1に言及するワーキング・ホリデーのための制度を、この覚書の附属書2に従い、二千十五年七月一日から実施する。

二千十五年三月二十七日に東京で、英語により署名した。

日本国政府のために

東博史

ポルトガル共和国政府のために

フランシスコ・シャヴィエル・エステヴェス